

被害者等通知制度

加害者が保護処分になった場合

加害者が少年審判において保護観察処分又は少年院送致処分を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮退院又は退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。



ご利用方法 (申出からの流れ)

申出書の提出



受付

加害者の少年審判の結果が保護観察処分の場合は、加害者の保護観察を実施している保護観察所又はお住まいの地域にある保護観察所、少年院送致処分の場合は最寄りの少年鑑別所に申出書を提出していただくことになります。

全国の少年鑑別所の一覧は[こちら](#)



申出書の受付の際は、ご本人であることを確認させていただくため、マイナンバーカード、運転免許証又は審判結果等通知書等をご用意ください。また、申出をなさる方が被害を受けられたご本人でない場合には、他にご準備いただく書類がありますので、あらかじめお問い合わせください。



通知

通知を希望された事項について、書面の郵送や電話などによりお知らせします。



